三　親法人が親法人でなくなったとき。
四　子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
五　総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されるに至ることとなったとき。
六　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者があるとき。
七　組合又は連合会から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であって、当該申込みを拒否したとき。
八　指定信用事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあっては、当該指定信用事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。
九　加入組合又はその役員等が指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3　前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用事業等紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第五十条の四十六　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第五号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3　指定信用事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4　指定信用事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

5　農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定信用事業等紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

別紙様式第5号（第50条の46関係）

（日本工業規格A4）

業務に関する報告書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

金融庁長官　殿
農林水産大臣　殿

提出者　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　－
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名　　印

目　次

1　紛争解決等業務の概要
2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
3　組織に関する事項
4　紛争解決委員及び役職員の増減
5　役員の氏名等
6　他の事業の種類及び内容
7　役員の兼職状況
8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
9　意思決定機関の状況
10　加入組合等の状況
11　紛争解決等業務の状況
(1)　苦情処理手続の実施状況
(2)　紛争解決手続の実施状況
(3)　紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
(4)　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
13　その他特記事項

（記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　紛争解決等業務の概要

2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名称（設置年月日）	所在地	業務を行う日及び時間
	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス （　年　月　日）	
	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス （　年　月　日）	
	郵便番号 電話番号（　） 電子メールアドレス （　年　月　日）	
	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス （　年　月　日）	